

# 入札説明書

(一般競争入札)

## 案件名

奨学金管理システム用  
機器等賃貸借契約

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

令和8年4月24日

# 入札説明書項目

- 1 入札手続きについて
- 2 入札参加者心得
- 3 入札参加申請書
- 4 業務履行証明書
- 5 委任状及び作成例
- 6 入札書及び記入例
- 7 仕様書
- 8 契約書（案）及び保有個人情報取扱特記事項
- 9 誓約書
- 10 入札日程表

# 入札手続きについて

入札に参加する方は下記事項を熟知のうえ入札してください。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年5月7日（木曜日）午前11時00分までに書面（電子メール可）にて下記2（1）に掲げる者に説明を求めることができます。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 1 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記載しています。

入札に参加を希望する方は、別紙「入札参加申請書」を令和8年5月15日（金曜日）午後3時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ提出してください。提出がない場合は、入札には参加できません。

併せて、業務履行証明書または公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所を被保険者とする履行保証証券を提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便で送付してください。

## 2 入札について

### （1）提出場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 福岡支所  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50  
福岡県吉塚合同庁舎5F

電話番号 092-641-7326（直通）

FAX番号 092-641-7530

### （2）入札書提出期限

令和8年5月22日（金曜日）午後4時00分

### （3）注意事項

ア 入札に参加する方は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。入札書提出期限内必着）により、下記のとおり提出してください。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。

イ 入札金額は、調達物品の5年間の賃借料総額のほか、設置に係る費用、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。なお、記載する数値は整数であることとします。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月25日開封〈奨学金管理システム用機器等賃貸借契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月25日開封〈奨学金管理システム用機器等賃貸借契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

### 3 開札

- (1) 日時

令和8年5月25日（月曜日） 午前10時00分

- (2) 場所

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎2F 福岡教育事務所視聴覚室

- (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、本人又は委任状が提出されている場合はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

- (4) 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

- (5) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行います。

#### ～入札までの流れ（補足説明）～

○ 入札説明会はありません。入札説明書の熟読をお願いします。

○ 入札書の日付と入札書の記名について

- ・ 入札書の日付は、提出期限である5月22日又はそれ以前の日付となり、開札日の月日ではありませんので注意してください。
- ・ 入札書の記名は、入札書を提出した日までに委任状が提出されているときは委任された人の名前になります。

- ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前になります。

○ 入札等に関する質問及び回答について

内容に関する質問は、5月7日（木曜日）午前11時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（電子メール可）

回答は5月12日（火曜日）午後4時までに行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でも構いません。

○ 同等品の申請について

同等品で入札する場合は、5月15日（金曜日）午前11時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（電子メール可）

なお、同等品申請書の様式については任意様式で構いませんが、製品の詳細が分かるカタログを必ず添付してください。

承認不承認の回答は5月19日（火曜日）までに行います。

○ 入札書の書き方について

- ・ 記入例を参考に、5年間の賃借料総額（保守料金を含む）を整数により記入してください。
- ・ ¥マークの横の頭金額、記名がない場合は無効となります。頭金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。

○ 再度入札について

- ・ 1回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っている場合、2回目の入札を行うことがあります。そのときの準備もお願いします。  
ただし、いずれの場合も1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

# 入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 財団に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
  - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。
  - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
  - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (8) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、財団の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、財団が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに財団の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、財団の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

## 入札参加申請書

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

事業所住所

事業者名

代表者名

(※1)

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	奨学金管理システム用機器等賃貸借契約
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく 更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づく再生手続開始 の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中 であるか	期間中である ・ 期間中でない
過去2年間に地方公共団体、国(独立行政法人等 を含む)、公益財団法人等と複数回、同規模の契 約を履行した実績があるか	実績がある ・ 実績がない
入札保証金の減免方法	入札保証保険契約 ・ 履行証明書 その他( )

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長等)に委任して  
いる場合は代理人名。住所となります。

担当者名	電話番号	FAX番号
E-mail		

上記連絡先は、入札参加確認通知書の送付、入札に関する質問への回答等に使用します。

## 業務履行証明書

契約年月日	契約完了日	業務内容	規格	数量	契約金額（円）
契約期間					
～					
～					

(注) 過去2年以内に履行した、ほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

住所

会社名

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

# 委任状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

奨学金管理システム用機器等賃貸借契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

## 委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

### 委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

**※押印は不要です**

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

**※押印は不要です**

(委任事項)

奨学金管理システム用機器等賃貸借契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

### 留意点

- 1 資格者名簿に登載されている代表者が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

様式第131号その3（第154条、第167条）（賃借用）

様式第132号その3（第163条、第167条）（ 〃 ）

（表）

入札書（見積書）（請書）

¥

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

使用期間	令和9年3月1日	～	令和14年2月29日	使用課名	福岡県教育文化奨学財団
賃借権名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・ <span style="border: 1px solid black;">その他</span> （PC等）				
所在地（目的地）	福岡県教育文化奨学財団（福岡市博多区吉塚本町13-50）				
名称	奨学金管理システム用機器等				
内 訳	区分	数量	時間	単価	金額
	入札仕様書のとおり	一式			
合計					
備考					

上記のとおり入札（見積）いたします。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めません。
  - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
  - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(裏)

- 6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の指定する期間内に福岡県教育文化奨学財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
  - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
  - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
  - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
  - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

様式第131号その3 (第154条、第167条) (賃借用)

様式第132号その3 (第163条、第167条) ( )

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥ 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

税抜金額

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

使用期間	令和9年3月1日 ~ 令和14年2月29日	使用課名	福岡県教育文化奨学財団		
賃借権名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・ <b>その他</b> (PC等)				
所在地(目的地)	福岡県教育文化奨学財団(福岡市博多区吉塚本町13-50)				
名称	奨学金管理システム用機器等				
内訳	区分	数量	時間	単価	金額
	入札仕様書のとおり	一式			〇〇,〇〇〇,〇〇〇
合計					〇〇,〇〇〇,〇〇〇
備考					

上記のとおり入札(見積)いたします。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

入札書提出日

令和8年〇月〇日

住所 〇〇市〇〇〇町〇〇〇丁目〇-〇

会社名 〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇  
代表者氏名 代理人 〇〇 〇〇

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥

(うち取引に係)

これより下は記入しないこと

押印不要

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(裏)

- 6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問 **記入不要** 100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の福岡県教育文化奨学財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

# 入札(見積)仕様書

規格品質当は下記および見本のとおりに  
つき熟覧のうえ入札(見積)してください。

## 記

請求先	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	納入場所	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	契約履 行期限	契約締結の日 ～ 令和14年2月29日
-----	-----------------------	------	-----------------------	------------	---------------------------

品名		規格	数量	備考
1	奨学金管理システム用機器等賃貸借契約	別紙のとおり	1式	同等品以上の品
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
合計				

参考

# 仕 様 書

## 1. 契約件名

奨学金管理システム用機器等賃貸借

## 2. 納入場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所

## 3. 履行期間

納入期限: 契約締結の日～令和9年2月15日まで

保守期間: 令和9年3月1日～令和14年2月29日まで(60 か月間)

## 4. 業務内容

当財団内における奨学金管理サーバ、ネットワーク機器等の更新を行うもの。機器等明細は別紙1に示す。

## 5. 納入及び調整

機器等の搬入・設置・設定・調整等を受注者に行わせるものとし、システムが完全に使用できる状態で賃貸借の開始日までに当財団に引き渡すこととし、その費用は受注者が負担すること。

## 6. 基本要件

### (1) 導入機器

導入対象機器は下表の通り。機器等明細は別紙1に示す。

表-1

No.	種別	数量	単位	設置場所	備考
1	奨学金管理サーバ	1	台	当財団	
2	UPS	1	台	当財団	
3	インターネット閲覧 NW 用 L2 スイッチ	2	台	当財団	
4	奨学金システム用 L2 スイッチ	1	台	当財団	
5	クライアント PC	28	台	当財団	
6	無線 AP	3	台	当財団	
7	無線 LAN 認証装置	1	台	当財団	
8	DHCP サーバアプライアンス	1	台	当財団	

### (2) 基本要件

(ア) 表-1 No.1、2、5(クライアント PC 2 台)については、令和8年10月30日までに奨学金管理システム開発事業者先(福岡市内)に搬入、OS セットアップ、ネットワーク環境を構築すること。

(イ) すべての機器の納入は、奨学金管理システム開発事業者にて検証作業をした後、令和9年2月15日までに当財団へ納入し、ネットワーク環境を構築すること。

## 7. 導入要件

### (1) 構築要件

- (ア) 令和8年10月30日までに機器(サーバ、クライアント端末(2台))をセットアップし、奨学金管理システム開発業者(福岡市博多区)に搬入、ネットワーク環境を整備すること。
- (イ) 奨学金システム開発業者による作業終了後(令和9年1月末日予定)、令和9年2月15日までに、機器(サーバ、クライアントPC、その他の全ての機器)を奨学財団福岡支所に納入し、ネットワークを構築すること。
- (ウ) ウイルス対策ソフト、UPS制御ソフト、バックアップソフトのインストール/セットアップを行うこと。
- (エ) 奨学金システムネットワークをインターネット閲覧ネットワークから分離すること。
- (オ) ネットワークの接続機器一覧(IPアドレス等の一覧)を作成すること。またネットワーク接続手順を作成すること。
- (カ) ホスト名、IPアドレス等ラベルを作成し、各機器に貼付けすること。
- (キ) 無線LANの導入を行うこと。
- (ク) 不正なPCが接続できないよう無線LAN認証環境を構築すること。
- (ケ) クライアントPCが奨学金管理LAN以外の無線LANに接続できないよう制限する設定とすること。

### (2) 構築要件(奨学金管理サーバ)

- (ア) 1台の物理サーバ上に各種機能を実装すること
- (イ) Active Directoryサーバを構築すること
- (ウ) ファイルサーバを構築すること
- (エ) ウイルス対策環境を構築すること
- (オ) バックアップ環境を構築すること
- (カ) UPSと連動した自動停止、自動起動環境を構築すること
- (キ) Oracle Databaseのライセンスを提供すること(構築は奨学金管理システム開発業者にて実施)

### (3) 構築要件(クライアントPC)

- (ア) OS初期構築を行うこと
- (イ) Microsoft Officeのインストールを行うこと
- (ウ) 複合機、プリンタドライバのインストール/設定を行うこと
- (エ) 機器が故障した際にリストアできる環境を構築すること

### (4) 移行要件

- (ア) Active Directory環境の移行を行うこと
- (イ) ファイルサーバ環境の移行を行うこと
- (ウ) ウイルス対策ソフトウェア環境の移行を行うこと

## 8. 環境設定事項

導入機器等の環境設定内容は下表の通り。

表-2

No.	項目	設定事項等
1	サーバOS	<ul style="list-style-type: none"> <li>OSの各種チューニング</li> <li>WindowsUpdateの要求の停止設定</li> </ul>
2	クライアントPC OSセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>OSの各種チューニング</li> <li>WindowsUpdateの要求の停止設定</li> </ul>
3	パッチ適用 OS、Office 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>Officeの認証</li> <li>既存PCからのデータ移行</li> <li>更新プログラムの適用</li> <li>詳細については後日打ち合わせを行う</li> </ul>
4	ネットワーク構成(インフラ)の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCP/IPプロトコルのみの通信</li> <li>無線LANの導入</li> <li>無線LAN認証</li> <li>IPアドレス、サーバー名、端末名等の設定内容の詳細については後日打合せを行う</li> </ul>
5	ウイルス対策ソフトのセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレンドマイクロ社セキュリティソフトを使用したウイルス対策システムの構築</li> <li>以下の資料を作成すること <ul style="list-style-type: none"> <li>パターンアップ計画</li> <li>パターンアップデート作業手順書</li> </ul> </li> </ul>
6	UPS制御ソフトのセットアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動起動/停止 スケジューリング設定 運用スケジュールについては、別途協議といたうえで決定することとする。</li> <li>停電時の自動シャットダウンテスト、及び復電後の起動テスト</li> </ul>
7	バックアップの基本設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムをデータカートリッジへバックアップする設定及びテスト</li> <li>必要に応じてOracle Databaseと連動してバックアップを制御するバッチファイルの作成</li> </ul>
8	Windows Server 2025 ドメインコントローラー、 ユーザー設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドメイン名:file_domain</li> <li>ユーザー名①:kanri ← Administrators 権限</li> <li>ユーザー名②:jimu ← Domain Users 権限</li> </ul>
9	Oracle Database	Oracle Database Standard Edition 2 のライセンスを提供すること。 Oracle Database の構築は奨学金管理システム開発業者にて実施する。
10	セットアップ資料の作成 (サーバー/クライアント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種設定に関する資料及びバックアップやリカバリ手順書の作成。</li> </ul>
11	各ネットワークの接続手順書の 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金システムパソコン LAN、インターネットパソコン LAN へのネットワーク接続手順書の作成</li> </ul>
12	セットアップイメージの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器納入業者による環境設定直後の状態へリストアできる媒体の提供</li> </ul>

## 9. 保守要件

(1) 保守内容

受注者は以下内容の保守を提供するような適切な事業者をこれに当たらせることとし、保守体制を示した文書を提出すること。

当財団よりハードウェア障害連絡を行った後、故障部品のオンサイト交換作業を実施すること。保守対応時は、原則として要員訪問とし、障害解消のために必要な部品交換を行うこと。

(2) 保守時間

(ア) ハードウェア保守

平日 9 時～17 時 オンサイト保守

(イ) ソフトウェア保守

平日 9 時～17 時 オンサイト保守

10. 機密保持・情報漏洩防止について

本契約に関して知り得た情報については、業務遂行のために利用するものとするとともに、業務担当者に機密保持・情報漏洩防止について徹底を図るものとする。

11. その他

(1) 共通事項

- ① 各種設定内容については、事前に協議し、当財団の承認をもらうこと。
- ② 本仕様書にない事項は、別途当財団と協議の上、方針を決定すること。
- ③ 現環境からの移行に際して、業務に影響がないよう移行スケジュールを設定すること。
- ④ クライアント端末へのセキュリティに関して、保守開始後に別途導入予定となるが、既存のネットワークへの接続及びセキュリティの構築・運用にあたって受注者は、発注者と十分に協議を行うとともに必要な情報開示に関して協力すること。

(2) 搬入・撤去について

- ① 梱包材は持ち帰ること。
- ② 搬入に関わる費用(輸送・保管)を全て含むこと。
- ③ 引渡までに生じた事故については、その責任を負うこと。
- ④ 機器等の撤去時に必要となる一切の費用については、受注者の負担とする。
- ⑤ 機器撤去時のハードディスク等記憶媒体については、データが漏洩しないようデータを消去し、消去に関する報告書を提出すること。(様式は問わない)

(3) 完成図書について

- ① 完成図書は、日本語で作成すること。
- ② 完成図書は以下内容とし、紙及び電子媒体で1部ずつ納品すること。
  - (ア) 基本設計書
  - (イ) 詳細設計書(パラメータ設定書)
  - (ウ) ネットワーク物理構成図、論理構成図
  - (エ) サーバ構成図
  - (オ) 運用手順書(システム起動/停止手順、バックアップ/リストア手順)
  - (カ) 停電時対応マニュアル

## 12. 製品詳細

導入及び保守の製品及びサービスの詳細に関しては、下記と同等品以上とする。

若しくは、協議の上、決定するものとする。

項番	形名	品名	数量
奨学金管理システムサーバ機器等 ハードウェア			
1	TQFQ64-P69358-B21	HA8000V/ML30 Gen11 SFF 構成 (タワー) OS 付きモデル	1
2	TQ-DNA-S4V20A	Chicony 03250J03E80W JP USB Kybd/M Kit	1
3	TQ-ENB-P65224-B21	INT Xeon E-2434 FIO CPU(3.40GHz/4 コア/8 スレ ド)	1
4	TQ-HNC-P28586-B21	1.2TB SAS 10K SFF BC MV HDD	4
5	TQ-MNC-P64336-B21	16GiB 1Rx8 PC5-4800B-E STND Kit	2
6	TQ-PNC-865408-B21	500W FS Platinum LH パワーサプライ	2
7	TQ-PNC-P65104-B21	ML30 Gen11 4U RPS Enable Kit	1
8	TQ-RNC-P47777-B21	MR416i-p Gen11 SPDM Storage Cntrl	1
9	TQ-UNC-726536-B21	9.5mm SATA DVD-ROMドライブ	1
10	TQ-UNC-786710-B21	Smart ストレージバッテリーホルダー	1
11	TQ-UNC-P01367-B21	Smart ストレージバッテリー 96W 260mm	1
12	TQ-UNC-P65102-B21	ML30 ODD Slim Enable Kit	1
13	TQ-UNC-P65106-B21	ML30 Gen11 Front PCI Fan/Baffle Kit	1
14	TQ-UNC-P65741-B21	ML30 Gen11 iLO/NIC/M.2/COM Port Kit	1
15	TQ-UNC-P67850-B21	ML30 Gen11 SFF PCIe Cbl Kit	1
16	TQSLLB-Q7D90A	iLO Advanced 1 サーバーライセンス	1
17	TW-LND-5SC7001DF	Windows Server 2025 デバイス CAL(Client Access Lic ense) 1 ライセンス	3
18	TW-LND-5SC7005DF	Windows Server 2025 デバイス CAL(Client Access Lic ense) 5 ライセンス	1
19	TW-LND-5SC7010DF	Windows Server 2025 デバイス CAL(Client Access Lic ense) 10 ライセンス	2
20	TW-LNM-CSW22S	Windows Server 2022 Standard メディアキット	1
21	TWSJNA-P78390-291	Windows Server 2025 Standard バンドルセット	1
22	GQ-DT7173U	液晶ディスプレイ装置 [17 型]	1
23	GQ-BUTW1520CNK	UPS 1200VA/980W 当日保守契約専用モデル (当日 8 -19 時、Advanced、6 年)	1
24	GQ-BUCAUSBNNNN	UPS接続用 USB ケーブル	1
25	GQS-VSU7BS110N	PowerChute Serial Shutdown v1.1	1
26	EHD06631	Endeavor NL2100E※ディスプレイ/キーボード/マウス付	28
27	RUF3-K64GB-WH	USB3.1(Gen1)/USB3.0 対応 USB メモリー バリュ ューモデル 64GB ホワイト	20
28	HDL4-LV08	法人向け 4ドライブ NAS 5 年保証 8TB	1

奨学金管理システムサーバ機器等 ソフトウェア			
1	RT-1242C-BUL4	Arcserve UDP 10.x Advanced Edition - Server[初年度サポート(無償)付き(平日:8時-19時)]	1
2	DG7GMGF0PN5F0001	【SiCSP】Office LTSC Professional Plus 2024	28
3	ARDDT-PS	Actiphly Rapid Deploy Plus for Desktop 10-99	28
4	9LP1821XXX	Oracle Database Standard Edition 2 Named User Plus ライセンス	28
5	サーバー用セキュリティソフト	トレンドマイクロ社 ※導入するサーバーに応じた数量	※
奨学金管理システムサーバ機器等 ハードウェア保守			
1	SH-E9H2-96BM302H1	HA8000V/ML30 Gen11 保守サービス(当日 8-19時,Standard,6年)	1
2	SH-E9H0-96GU16BH1	UPS/1200VA 保守サービス(当日 8-19時,Advanced,6年) ※サービス時間:平日 8時~19時(土曜,日曜,祝日,年末年始を除く)	1
3	HEDPCM6	サービスパック 6年(EPSON ディスプレイ)	28
4	HEDPCN6	サービスパック 6年(EPSON PC ノート)	28
奨学金管理システムサーバ機器等 ソフトウェア保守			
1	SD-523B-1DUHL41	Arcserve UDP 10.0 Advanced Edition - Server - Bundle サポートサービス	1
2	9SP1821XXX	Oracle Database Standard Edition 2 Named User Plus ライセンス サポートサービス 5年	28
無線LAN導入 ハードウェア			
1	1437RZ7	AT-x230-18GP-Z7	1
2	0809R	マグネットシート L	1
3	TS2GSDC	SD カード 2GB	1
4	R2H27A	AP-505 (JP) Unified AP	3
5	R3J18A	HPE ANW AP-MNT-D	3
6	NSGDT6-PC-MP4N-5 SB 568B S CB	CAT.6 U/UTP 撚線 日本製線プラグ	3
7	EPS-SX06A-A	NetAttest EPS(EPS-SX06A-A)	1
8	NA-RK03-P	ラックマウントキット (SX06 対応)	1
9	EPS-SU-L-1K-72M	NetAttest EPS ユーザーライセンス(100~1,000) (72ヶ月)	100
10	D3-SX06-A	NetAttest D3 (D3-SX06-A)	1
11	NA-RK03-P	ラックマウントキット (SX06 対応)	1
無線LAN導入 ハードウェア保守			
1	EPS-ST06A-A-H2N	NetAttest EPS(EPS-ST06A-A) 代替機先出し SENDバック 年間サポートサービス	1
2	D3-SX06-A-H2N	NetAttest D3 (D3-SX06-A) 代替機先出し SENDバック 年間サポートサービス	1

## 奨学金管理システム用機器等賃貸借に関する契約書（案）

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「発注者」という。）と[契約業者名]（以下「受注者」という。）とは、奨学金管理システム用機器等（以下「装置」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約（地方自治法234条の3の例による長期継続契約）を締結する。

（契約対象装置及び設置場所）

第1条 契約対象装置及び設置場所は別記のとおりとする。

（契約期間）

第2条 この契約により賃貸借する装置の納期及び賃貸借期間は、下記のとおりとする。

（1）納期

契約を締結した日から令和9年2月15日まで

（2）賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料には、装置の搬入設置工事費、保険料及び固定資産税、並びに保守料金を含むものとする。

2 この契約における賃貸借及び保守に係る料金（以下「賃貸料」という。）は、総額[契約金額]円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額[消費税額]円）とする。ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は、次のとおりとする。

令和8年度（令和9年3月1日～令和9年3月31日） 金[契約年額]円

令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日） 金[契約年額]円

令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日） 金[契約年額]円

令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日） 金[契約年額]円

令和12年度（令和12年4月1日～令和13年3月31日） 金[契約年額]円

令和13年度（令和13年4月1日～令和14年2月29日） 金[契約年額]円

3 装置の賃貸借料は、令和9年3月1日から起算し解約した日までを算出する。この場合、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数を生じた時は、次式により算出した額とする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（日曜祝日含む。）＝当月の賃貸借料

※賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号の規定により減免できる場合のほかこれを徴する。

（賃貸借料の支払方法）

第5条 第3条に定める賃貸借料は月払いとする。各会計年度における月払いの額（以下「月額」という。）は、第3条に規定する当該会計年度の賃貸借料の年額に当該年度の契約月数を除して得た額とし、1円未満の端数については、すべて当該会計年度の最初の月の月額に加算するものとする。

2 受注者は、当該月の月額の賃貸借料を翌月以降に発注者に請求し、発注者は受注者から適法な

請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 発注者は、月の中途において契約の解除をした場合は、契約解除日までの実日数に応じて日割計算した額を受注者に支払うものとする。

(装置の引渡)

第6条 受注者は、令和9年3月1日までに装置を使用できる状態に据付、調整を行い発注者に引渡すものとする。

(権利・義務の移転禁止)

第7条 受注者は、本契約によって生ずる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(装置の設置場所の移転)

第8条 発注者は装置を第1条の設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第9条 受注者は、装置に受注者の所有物である旨の表示を付する。

(装置の損害保険)

第10条 受注者は、装置に賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く）を付保するものとし、物件の盗難等の事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

(遅滞損害金)

第11条 受注者の責めに帰する事由により第2条に定める賃貸借期間までに引渡しを完了することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じて1年につき契約金額の2.5パーセントに相当する額とする。

(善管義務)

第12条 発注者は、装置を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

2 発注者の故意もしくは過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費用は、発注者が負担するものとする。

3 前項の場合において、前条による動産総合保険の保険金で、填補される額は、その限度において発注者は、その負担を免れることができるものとする。

(保守業務内容)

第13条 発注者は、装置の正常な運転を維持するための保守を受注者に委託し、受注者はこれを受任する。保守業務内容は次のとおりとする。

(1) 修理保守 装置に不具合が発生した場合、受注者は発注者の要請により修理、調整、部品交換等の作業を行う。

(適用除外)

第14条 次の各号に定める発注者の責に帰すべき事項は、本契約の範囲に含まないものとする。

(1) 発注者の要請による装置の移設及び廃止・撤去に関する作業

(2) 発注者の要請による装置の改造、プログラム開発、業務分析、業務の立会い

(3) 受注者及び受注者の代行業者以外の者による修理ならびに改造に起因する故障及び損傷

(4) 受注者への連絡無しに行われた移設、移動に起因する故障及び損傷

- (5) 発注者の不適切な装置の使用または取扱いにより生じた故障及び損傷
- (6) 天災、地変その他不可抗力の原因により生じた故障及び損傷
- (7) 受注者の指定以外の消耗品等を使用、または消耗品の保管不備による装置の障害及び損傷
- (8) 装置の改造、オーバーホール等の作業及びその作業に伴う部品代
- (9) 部品の損失
- (10) インク、用紙等の消耗品

(適用除外項目該当装置の作業)

第15条 前条各号の何れかの事由により作業が発生した場合、発注者は受注者に対しこれを依頼することが出来る。但し、発注者受注者間で実施時間、料金等を決定した上で当該作業を行い、発注者は受注者に所定の代金を支払うものとする。

(保守時間帯)

第16条 本契約の保守時間は月曜日～金曜日9：00～17：00とし、土日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、予め発注者に通知した受注者の休日を除く。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第18条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間

を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より、仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができな
- いとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 第7条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条 受注者は、仕様変更等により賃貸借料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸借物件の回収)

第26条 本契約の賃貸借期間が終了し、又は賃貸借を解除された場合は、受注者は賃貸借物件を速やかに回収しなければならない。なお、これにかかる費用は受注者が負担するものとする。

2 前項の場合、受注者は賃貸借期間終了から1ヶ月以内に、発注者の承認を得た方法で賃貸借物件である機器の内部記憶装置内のデータを復元できなくなるよう処理しなければならない。

(秘密保持)

第27条 発注者及び受注者、又は受注者の指定した者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の取扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(不可抗力)

第29条 受注者は、天災、地変その他不可抗力の原因により生じる、本契約の履行の遅延については、その責任を負わないものとする。

2 前項の場合、受注者は速やかに発注者に通知し、対応について誠実に協議するものとする。

(協議)

第30条 本契約に定めのない事項、またはこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議するものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 福岡県久留米市東櫛原町1713番地  
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団  
理事長 西牟田 龍治

受注者

別記

契約対象装置

品名	数量	月額賃貸借料
奨学金管理システム用機器等	一式	契約月額円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 消費税額円)

設置場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 (福岡市博多区吉塚本町13-50)

## 保有個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者への研修)

第4 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

### (再委託の禁止)

第5 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (事故報告)

第7 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

**(契約解除及び損害賠償)**

**第8** 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の財団の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 奨学金管理システム用機器等賃貸借契約書第21条（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

## 暴力団排除条例の解釈について

### (1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

### (2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

## <奨学金管理システム用機器等賃貸借契約書抜粋>

### (暴力団排除条項)

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

## 入札日程表

令和8年度		奨学金管理システム用機器等賃貸借契約	
4月	24	金	公告・入札説明書の配布開始
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	
	29	水	
	30	木	
5月	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	
	5	火	
	6	水	
	7	木	質問受付の〆切、仕様申立書の提出〆切 ~11:00
	8	金	
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	質問回答の掲示
	13	水	
	14	木	
	15	金	同等品申請書提出〆切 ~11:00 入札参加申請書の提出〆切 ~15:00
	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	同等品申請承認通知
	20	水	
	21	木	
	22	金	入札書提出〆切 ~16:00
	23	土	
	24	日	
25	月	開札 10:00~	
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		